

母子家庭の母等の職業訓練概要

1 目的

訓練受講及び就職への意識啓発を目的とした準備講習を実施した後に、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7に規定する委託訓練を機動的に実施することにより、就職に必要な知識・技能の習得を図り、児童扶養手当受給者及び生活保護受給者の職業的自立の促進に資することを目的とします。

2 準備講習の実施

(1) 準備講習内容

準備講習は次のイ～への各内容を盛り込んだものとします。

- イ 地域における雇用失業情勢、母子家庭の母等を取り巻く雇用の状況に関する理解の促進に資するもの
- ロ 企業が求める人材像の促進に資するもの（例；企業人事担当によるセミナー等）
- ハ 自己の職業適性等の理解の促進に資するもの（例；個別及び集団方式によるキャリアコンサルティング等）
- ニ 職業に必要なビジネスマナーの向上に資するもの（例；ビジネスマナー講習等）
- ホ 企業の就業現場の理解の促進に資するもの（例；事業所見学等）
- ヘ 職業能力開発に関する理解の促進に資するもの（例；訓練コース、自立支援教育訓練給付制度、生業扶助制度等に関する情報提供や、職業能力開発施設等への訪問等）

(2) 準備講習期間

5日間とし、1日の講習時間は5時間を標準とします。

その他

準備講習の後に実施する委託訓練は、離職者等再就職訓練事業と組み合わせて実施します。委託訓練の訓練内容については、離職者等再就職訓練事業と同様のものとします。